

= 業界情報 =

第52回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6か月間における業績および向こう6か月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期及び調査地区

- ・調査時期：令和4年1月
- ・調査地区：全国

3. 調査対象及び回収数

- ・調査対象：専業の認証 (回収数 246)
 - ：専業の指定 (回収数 382)
 - ：ディーラーの指定 (回収数 307)
- 回収合計 935

4. 調査結果の概要

1. 今期(令和3年7月～12月)は令和4年1月時点の調査であり、経済指標は次の通り

○GDP成長率(四半期別、1次速報値、R4.2.15 内閣府発表)

実質GDP成長率は、7～9月期が▲0.7%、10～12月期が+1.3%

(前回調査時:1～3月期が▲0.9%、4～6月期が+0.3%)

名目GDP成長率は、7～9月期が▲1.0%、10～12月期が+0.5%

(前回調査時:1～3月期が▲1.0%、4～6月期が+0.1%)

○家計調査(総世帯、令和3年第3～4四半期、対前年同期比)

消費支出(家計全体) ▲0.3%

自動車等部品・関連用品 ▲8.9%

自動車整備費 +2.2%

○景気動向指数(CI一致指数、各月速報)

「改善」(R3.7～8)→「足踏み」(R3.9～12)

2. 今期の総整備売上高DI、総入庫台数DIは1年半ぶりに悪化、コロナ禍前の水準に

○総整備売上高DIは前期のプラス2.2から15.7ポイント低下して、マイナス13.5と1年半ぶりに悪化、コロナ禍前(令和2年1月、第48回調査)の水準程度にまで低下した。業態別では、ディーラーの落ち込みが顕著で、33.9ポイントも低下した。

○総入庫台数DIは15.0ポイント低下してマイナス18.5、中でもディーラーの落ち込みが顕著で、32.5ポイントも低下した。

○前期の継続検査台数(令和3年1月～6月、登録車+軽自動車)は、前年同期比でプラス7.3%と大きく伸びたが、今期はプラス0.22%と微増。しかし、コロナウイルスの感染再拡大への懸念から経済活動が停滞、車両稼働率低下や消費意欲の減退などの影響を受けたものと推測する。

○家計調査における自動車整備費は、前年同期より僅かに増加(243円、2.2%増)したが、自動車等部品・自動車等関連用品への支出は1年半ぶりに減少(1,181円、8.9%減)しており、今後の動向が懸念される。

3. 来期(令和4年1月～6月)の業績予想は、総整備売上高DI、総入庫台数DIとも低下

○来期の予想総整備売上高DIは5.0 ポイント低下して、マイナス21.3と1年半ぶりに悪化した。

業態別ではディーラーが大きく低下、専業指定は上昇した。

○予想総入庫台数DIは5.7 ポイント低下してマイナス23.6となつた。ディーラーが大きく落ち込み、専業指定は上昇した。

4. 整備業界全体の景況感DIは1年半ぶりに悪化

業界全体の景況感DIは前回調査より8.1 ポイント低下、1年半ぶりに悪化した。業態別では、専業は僅かに低下したが、ディーラーはマイナス18.2 ポイントと、大幅に低下した。

5. 整備士の過不足感DIはマイナス58、ディーラーの不足感が強い

整備士(労働力)の過不足感DIはマイナス58.0、前回調査より1.0 ポイント低下した。不足感が最も強いのはディーラー(マイナス75.4)で、次いで専業指定(マイナス57.4)、専業認証(マイナス37.1)の順となる。専業認証は、前回調査よりDIが僅かに改善されたが、ディーラーは4.1 ポイント悪化して、不足感がより強まつた。

6. 求人募集をした事業場は53.3%、ディーラーの実施率は8割に上る

整備士の求人募集をした事業場は全体では53.3%と半数程度だったが、業態別にみると、専業認証の16.3%に対して、ディーラーは81.4%と隔たりが大きい。また、整備要員数の規模別(2~4人、5~10人、11人以上)でみると、規模の大きい事業場の方が、求人募集に積極的であることがわかつた。

一方、募集経路は、いずれの業態も「ハローワークに求人申込」が最多であるが、ディーラーは「民間求人サービスに掲載」や「自社webサイトに掲載」も多く、複数経路を併用している事業場が多い。「その他」には、「専門学校」「本社で一括」「知人に紹介を頼む」などがあった。

令和4年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

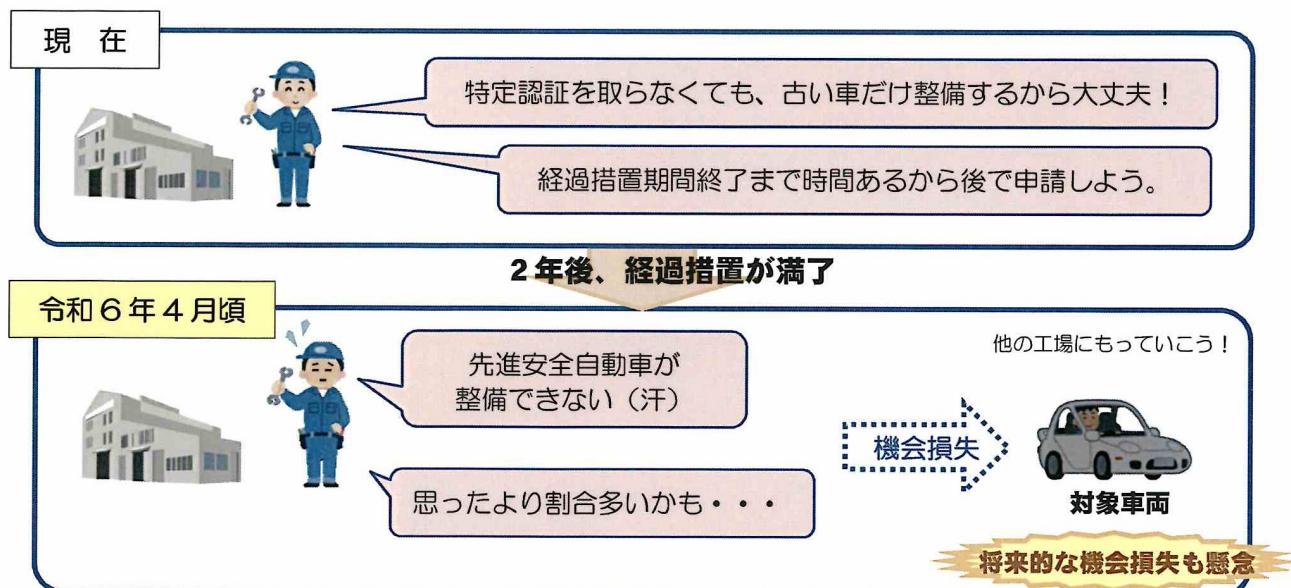
また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
都 留	令和4年6月15日(水)	(有)三協自動車修理工場	9:30~16:00
蘿 崎	7月14日(木)	協 同 組 合 アムス蘿 崎	9:30~16:00
塩 山	8月24日(水)	塩山車検センター協同組合	9:30~16:00
南アルプス南	9月27日(火)	杉 下 自 動 車 整 備 工 場	9:30~16:00
南アルプス北	10月 5日(水)	(有)堀田自動車工場	9:30~16:00
甲 府 北	令和5年3月 8日(水)	甲府車検センター協業組合	9:30~16:00
甲 府 南	3月 9日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
日 下 部	3月15日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
市 川	3月23日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00

特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと2年となりました～

自動車の特定整備※1をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、2年弱が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、**令和6年4月まで**に特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、**十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。**



経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、**対象装置※2を整備できません。**
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、**電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。**

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

整備作業時の確実な作業等の徹底について

国土交通省より、令和3年度において複数の重大インシデントの発生原因として、自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認されたことから、当会あてに通達がありましたのでお知らせします。

令和4年3月25日
国自整第304号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いします。

記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

	車両 タイプ	発生 時期	概 要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客により走行中にブレーキが効かなくなったりの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型 トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したごとから車両を踏路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣接した車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時ににおいて、整備作業に不慣れな作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音がしたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があつた。
4	乗用車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷している。	ブレーキキャリパーを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことににより、車両運動によりドライブシャフトブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。

騒音計の検定について(指定工場の皆様へ)

本年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間(前回検定から5年間)を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願ひします。

1. 日 時 5月25日(水)9:30~15:00
(受付 9:30~14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 實施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.123

【内容】車検整備後にナビのバックモニターが映らなくなった

・車名：軽自動車 　・登録年月：平成25年 　・走行距離：不明

車検に出す前は映っていたナビのバックモニターが映らなくなつたので、整備工場に対応を求めるところ、「経年劣化等によりカメラのレンズに小傷があり、映り方はこんなものだ」と言われた。また、ヘッドライトの曇りを除去する作業もお願いしたが、隅に傷があり出来栄えがよくないのでクレームを言うと、「コンパウンドで磨いたが、傷は劣化によるひび割れなので直らない」と言われ納得できない。それから1週間経つが、工場から何の返事もないでどうしたらよいかという相談。

【対応】

会員工場であれば、当相談所から事実確認できると伝えたが、相談者が難色を示されるので、「車検の点検にはバックモニターに関する項目はなく、車検との因果関係は分からぬいが、たまたま車検と故障とが重なったこともあり得る。また、ヘッドライトの曇り除去の工賃が2,200円であることから、磨いただけではないか。工場からの返答待ちということであれば、一度催促して、説明に納得できなければ、また相談所に連絡するように」と助言した。

後日、相談者から「工場の事業主から連絡があったが、担当者の説明と同じで納得できない」と入電だったので、了解を得て工場に連絡した。事業主に確認すると、「かなり細かい馴染み客である。今回バッテリー交換をしたが、相談者はディーラーから『バックアップせずにバッテリー交換するとバックモニターに不具合が生じる』と言われたことを鵜呑みにして、それが原因ではないかと主張している。入庫時とバッテリー交換後のバックモニターの映り方に違いはないことは担当者が確認しているし、勿論、バックアップの件も承知している。こちらの不手際であれば対応するが、今回の症状は偶然に故障しただけと認識している。また、ヘッドライトはコンパウンドで磨いただけで傷がつくようなことはしていないし、指摘されているのは『劣化』によるひびのことで、こちらに責任はない。何度も言わても回答は同じであり、納得してもらえない場合は訴訟になつても仕方がない」という回答であった。相談者に、事業主の回答を伝え、もう一度、説明をもらえるようお願いしたことを伝えた。その後、事業主から、「相談者と再度話をしたが、まだ納得していないようだ。今回は振興会に迷惑をかけた」と報告があり、相談者からも「事業主ともう一度話すことができた。相談に乗ってもらいありがとうございました」と謝辞があった。その後連絡なし。

車両火災発生の恐れ!!
エンジンオイルの定期交換は確実に!!
スズキ株式会社

エンジンオイルのメンテナンス不良により重大な不具合が発生します。

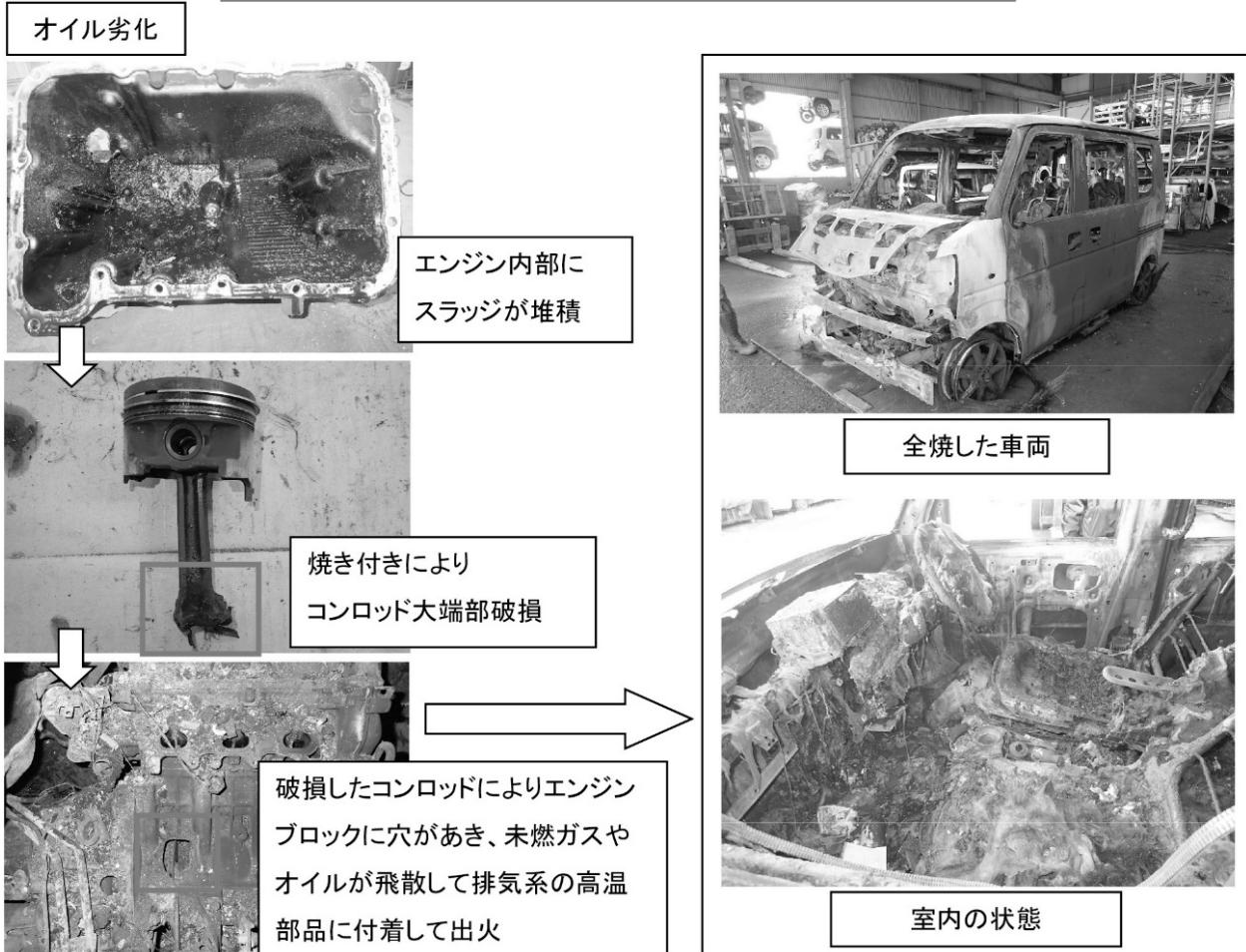
エンジンオイルのメンテナンスを怠ると、オイルが劣化（潤滑不良と冷却性能が低下）し、エンジンが焼き付く可能性があります。一度焼き付いた（損傷した）エンジン内部の部品は交換しない限り改善することではなく、そのまま使用し続けると、エンジンの破損に至ります。エンジンが破損した結果、エンジンオイルが飛散し、車両火災に繋がるケースがあります。

※人命が脅かされる事態となりかねません。

メンテナンス不良に伴うトラブル防止のため、下記対応をお願いいたします。

- ・定められた時期で確実にオイル交換を実施していただく様、お客様に注意喚起をお願いします。（定期交換時期はメンテナンスノートを参照ください。）
- ・エンジンオイルは推奨する品質のエンジンオイルの使用をお願いします。

エンジンオイルメンテナンス不良により火災となった事例



関係団体人事異動について

【関東運輸支局山梨運輸支局】

新 所 属	氏名	旧 所 属
千葉運輸支局 運輸企画専門官(輸送)	川野 将充	山梨運輸支局 運輸企画専門官(総務企画)
総務部総務課	石渡 峻大	山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(輸送監査)
神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官付(輸送)	山口 堅太	山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(輸送監査)
八王子自動車検査登録事務所 運輸企画専門官(登録)	向山 真次	山梨運輸支局 運輸企画専門官(登録)
自動車監査指導部 首席自動車監査官(貨物)	河合 竜一	山梨運輸支局 首席陸運技術専門官(検査整備保安)
自動車技術安全部 整備課事業係長	金澤 正樹	山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備)
山梨運輸支局 運輸企画専門官(総務企画)	成川 瑛二	自動車交通部貨物課
山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(輸送監査)	吉川 愛惟	交通政策部環境・物流課
山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(輸送監査)	姫子松 駿佑	新規採用
山梨運輸支局 運輸企画専門官(登録)	依田 賢治	八王子自動車検査登録事務所 運輸企画専門官(登録)
山梨運輸支局 首席陸運技術専門官(検査整備保安)	木村 健二	自動車技術総合機構 関東検査部 神奈川事務所 次長
山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備)	永岡 義章	群馬運輸支局 陸運技術専門官(整備)
山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(検査)	柳田 尚翔	新規採用

【独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所】

新 所 属	氏名	旧 所 属
関東検査部 相模事務所 所長	塩原 淳弘	関東検査部 山梨事務所 所長
関東運輸局 千葉運輸支局 首席陸運技術専門官付(整備)	伊藤 郁弥	関東検査部 山梨事務所 自動車検査官補
関東検査部 山梨事務所 所長	富沢 武	関東検査部 山梨事務所 主席自動車検査官
関東検査部 山梨事務所 主席自動車検査官	市川 尚紀	関東検査部 相模事務所 主席自動車検査官
関東検査部 山梨事務所 係員	柳田 尚翔	関東運輸局 山梨運輸支局 首席陸運技術専門官付

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

山梨事務所 業務課 自動車検査員補	小林 竜樹	新規採用
----------------------	-------	------

事務局組織図について

令和4年4月1日現在

